

令和7年度

救 急 自 動 車
条件付一般競争入札要項

泉州南消防組合

1. 入札に付する事項

- (1) 物品名及び数量
救急自動車 2台
- (2) 物品の特質等
仕様書のとおり
- (3) 納車場所
 - ア 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の20
泉州南消防組合 泉佐野消防署
 - イ 大阪府泉南市信達市場916番地の1
泉州南消防組合 泉南消防署砂川出張所
- (4) 納車期限
 - ア 令和8年1月23日
 - イ 令和8年3月13日

2. 入札に参加する者に必要な資格条件

入札参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日において令和7年度の泉州南消防組合構成市町（泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町）のいずれかに入札参加資格を有していること。
- (3) 公告の日から入札執行日までの間のいずれの日においても、本組合、本組合構成市町又は大阪府からの指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 公告の日から入札執行日までの間のいずれの日においても、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準ずる者として公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当と認められていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立て〔同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。〕をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る新法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

3. 入札参加資格審査申請

- (1) 本件の入札に参加を希望する者は、所定の期日までに次の書類を提出し、本組合の条件付一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ①条件付一般競争入札参加資格審査申請書
- ②登録印鑑届（泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町のいずれかの入札参加資格者名簿に登録した印鑑）
- ③資格審査申請等の連絡先に関する調書
- ④製作予定工場一覧表（同様の内容であれば別様式でも可）
- ⑤110円分の切手を貼付した定形の封筒（資格審査結果通知用）
※定形の封筒には住所・宛名を記載しておくこと。

- (2) 申請書類の提出は、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）によるものとし、他の方法によるものは受付けない。

- (3) 提出された申請書類等は返却しない。

4. 入札参加資格審査申請書の用紙交付及び提出の期間・場所

- (1) 交付及び提出期間 令和7年4月7日(月)から令和7年4月18日(金)まで
午前9時00分から午後5時00分まで
(土、日、祝日及び正午から午後1時までを除く)
- (2) 交付及び提出場所 泉佐野市りんくう往来北1番地の20
泉州南広域消防本部 総務部総務課 契約係（庁舎3階）

5. 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請の提出書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認めた申請者には、入札参加資格確認通知書を交付する。また、入札参加資格を認めなかった申請者に対しては、その旨の理由を付して通知する。

6. 入札関係書類等

- (1) ホームページに掲載する。

公開日時 令和7年4月7日(月)から令和7年4月30日(水)

- (2) 質疑については、電子メールで送信すること。

- ①提出期限 令和7年4月24日(木)正午まで
- ②送信先 泉州南広域消防本部 総務部総務課 契約係
- ③e-mail soumu@senshu-minami119.jp
- ④着信確認 電子メール送信後、必ず電話で連絡を取ること。電話による着信確認を行わなかった場合、質疑は無かったものとして取り扱う。
連絡先：総務部総務課 契約係
電話：072-462-1050（直通）

- (3) 質疑に対する回答は、次のとおりとする。

回答日時 令和7年4月28日(月)までに回答する。

全ての質疑に対する回答は、入札参加資格者全てに対して、提出された申請書

に記載している連絡先へ電子メールで送信する。

(4) 同等品承諾申請

申請期限 令和7年4月24日（木）正午まで

同等品を申請する場合は、指定された様式にメーカー名及び規格等を明記のうえ、カタログ等仕様のわかるものを添付して、指定日までに総務部総務課契約係へ提出し、承諾を得ること。

7. 入札に参加できない者

- (1) 本件物品の入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者。
- (2) 入札参加資格確認通知書の交付後、入札までの間に本組合、本組合構成市町又は大阪府から指名停止等を受けた者。

8. 入札保証金に関する事項

泉州南消防組合契約規則第5条第3号の規定により免除する。

9. 契約条項を示す事項

泉州南消防組合契約規則、泉州南消防組合契約事務取扱要綱、契約書にあつてはホームページで閲覧可能であり、入札日までに確認しておくこと。

10. 入札方法

- (1) 郵便入札とする。（別添、入札説明事項及び泉州南消防組合郵便入札実施要領参照。）
- (2) 入札回数は、3回を限度とする。第1回目の入札書は事前に入札関係書類としてホームページに掲載する。
- (3) 第1回目の入札において、予定価格の範囲内に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う旨等を入札参加者に通知するものとする。なお、再度の入札における入札書は電子メールまたはFAXにて配布する。
- (4) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延長することがある。

11. 予定価格の公表

事後公表（落札者決定後に公表する。）

12. 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年5月1日（木）午前14時00分
- (2) 入札場所 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の20
泉州南広域消防本部 5階研修室

13. 落札者の決定に関する留意事項

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。開札時に入札参加者等がない場合は、当該入札事務執行者以外の職員が抽選を行うものとする。
- (3) 管理者は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認めたときは、落札者の決定を保留することができる。

14. 内訳書の提出

落札者に対して、落札となった入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加えた内訳書を担当者と協議した期日までに提出すること。

15. 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに入札要領及び入札要項において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、本組合により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

16. 入札の中止等

入札前に天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期または中止する場合がある。

17. 契約保証金

契約金額の100分の10以上。但し、泉州南消防組合契約規則第30条の規定に該当する場合は、納付を免除する。

18. 契約の締結

契約書を作成する。

19. 議会の議決

発注者の議会の議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た場合に本契約となるものとする。

20. その他

入札参加者は、仕様書等を熟読し、入札要項を遵守すること。

21. 問合せ先

泉佐野市りんくう往来北1番地の20

泉州南広域消防本部 総務部総務課 契約係（庁舎3階）

電話：072-462-1050（直通）